

指定介護サービス事業所
管理者 各位

神戸市福祉局監査指導部
介護保険サービス・法人指導監査担当

高齢者虐待防止措置未実施減算等の適用について（周知）

平素は、本市介護保険事業の運営にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く全ての介護サービス事業所は、「虐待の発生又はその再発を防止するための措置」を講じることとされています。

本市が事業所の状況を確認したところ、措置を講じた「基準型」で届出されていても、内容が不足している事例が見受けられました。令和6年度改定により、この措置が講じられていない場合には基本報酬を減算することとなりますので、あらためて周知いたします。

なお、「業務継続計画（感染症・災害）の策定」（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く全ての介護サービス）についても速やかに実施してください。この未実施減算は1年の経過措置がありますが、経過措置期間であっても、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定していない場合は減算を適用します（訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援は、令和7年3月31日までの間、減算を適用しません。）。

また、「身体拘束等の適正化のための措置」については、対象となるサービスはすでに未実施減算を適用しています。今回新たに対象拡大となった短期入所系サービス及び多機能サービスは、未実施減算適用に1年の経過措置がありますが、利用者にとって身体的、精神的、社会的弊害をもたらし、自立を阻害する身体拘束の重大性に鑑み、経過措置を待つことなく速やかに実施してください。

記

1 虐待の発生又はその再発を防止するための措置

（1）措置の内容

- ①定期的な委員会の開催及び結果について従業者へ周知徹底すること
- ②指針を整備すること
- ③研修を定期的 to 実施すること（年1回以上※及び新規採用時）

※特定施設及び施設系サービスは年2回以上

- ④担当者を定めること

（2）未実施減算

利用者全員について 100分の1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2 業務継続計画

業務継続計画（感染症・災害）の策定

研修（年1回以上※及び新規採用時）及び訓練（年1回以上※）の実施

※特定施設及び施設系サービスは年2回以上

3 身体的拘束等の適正化のための措置

（1）措置の内容

- ①3月に1回以上の委員会の開催及び結果について従業者へ周知徹底すること
- ②指針を整備すること
- ③研修を定期的 to 実施すること（年2回以上及び新規採用時）

神戸市福祉局監査指導部 介護保険サービス・法人指導監査担当
（居宅通所指導担当・施設指導担当）
〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

※制度に関する質問は、専用の質問フォームよりお願いします。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/20220104situmonn.html>